

せたな町

教育施設個別施設計画

令和3年3月

せたな町

目次

第1章 学校施設の個別施設計画の背景・目的等	1
(1) 背景	
(2) 目的	
(3) 計画期間	
(4) 本計画の全体フロー	
第2章 学校施設の目指すべき姿	4
(1) 教育施設の基本方針	
(2) 学校教育施設の方針	
第3章 学校施設の実態	7
(1) 学校施設の活用状況・運営状況等の実態	
(2) 学校施設の老朽化状況の実態	
第4章 学校施設整備の基本的な方針と整備水準	14
(1) 学校施設整備の基本的な方針	
(2) 個別施設計画の基本方針	
(3) 改修等の基本方針	
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	18
(1) 改修等の整備水準	
(2) 維持管理の項目・手法等	
第6章 学校施設の長寿命化とその実施計画	19
(1) 改修等の優先順位づけと実施計画	
(2) 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果	
(3) 直近10年間の整備計画の概要	
第7章 個別施設計画の継続的運用方針	21
(1) 情報基盤の整備と活用	
(2) 推進体制等の整備	
(3) フォローアップ	

第 1 章 学校施設の個別施設計画の背景・目的等

(1) 背景

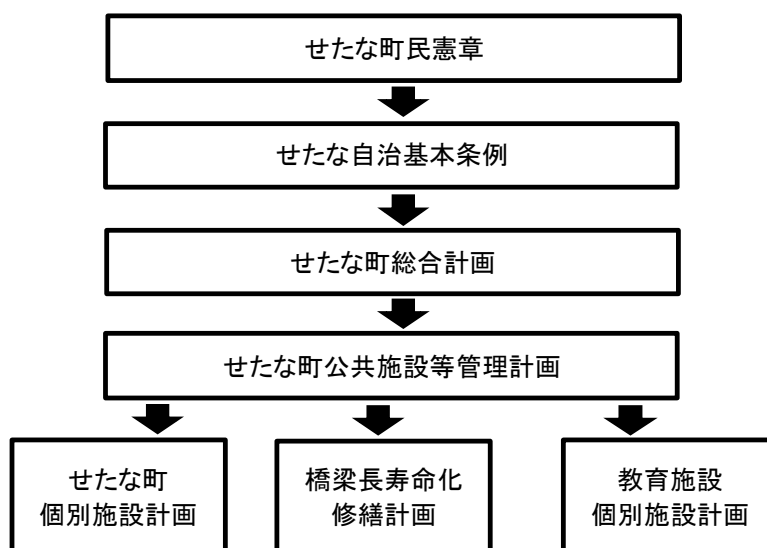
せたな町の学校施設の多くは 1970（昭和 45）年代から 1980（昭和 55）年代に整備され、築 40～50 年の施設が多くあります。そして現在では、当時の公共施設の老朽化が進行している一方、多くの地方公共団体が抱える課題である、少子高齢化がせたな町でも進行しているなど、公共施設を取り巻く環境は日々変化しています。

このような全国的な状況に向き合うために、2013（平成 25）年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられました。ここでは、各地方公共団体においてもインフラの維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取組の方針を明らかにするよう指針が示され、せたな町においても町の基本理念と指針を示した、「せたな町総合計画」の実現計画に基づいた「公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を 2016（平成 28）年 6 月に策定し、保有するインフラ等（従来のハコモノに加え、土木インフラ等も含む）の整備の基本的な方針を示しました。

次に「総合管理計画」に基づいて個別施設ごとに具体的な対応方針を定めることとなっていることから、せたな町では、教育委員会が所管する学校施設等を対象とした「学校施設等個別施設計画（以下、本計画）」の策定を行いました。

本計画は、図 1 に示したような上位計画の基本理念や方針を受けて策定されています。

図 1 基本構想



(2) 目的

本計画は、学校施設の長寿命化を図るために、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減および予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的としています。

せたな町が保有する学校施設は、1970（昭和45）年代から1980（昭和55）年代にかけて建築されたものがまだ残っています。これらの学校施設は、建築後40年～50年が経過していることとなりますので、すべての学校施設をすぐに建替えるためには、多額の費用が一度に必要になることが予想されます。

よって本計画では、学校施設を長寿命化方針へと転換することを前提として、学校施設としての機能・性能を確保しながら、町の財政状況とのバランスに見合った整備計画を中長期的な視点で策定し、これを実現するための体制を整えることまでを計画しています。

(3) 計画期間

個別施設計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、上位計画や関連する計画の策定・改訂状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図っていくこととします。

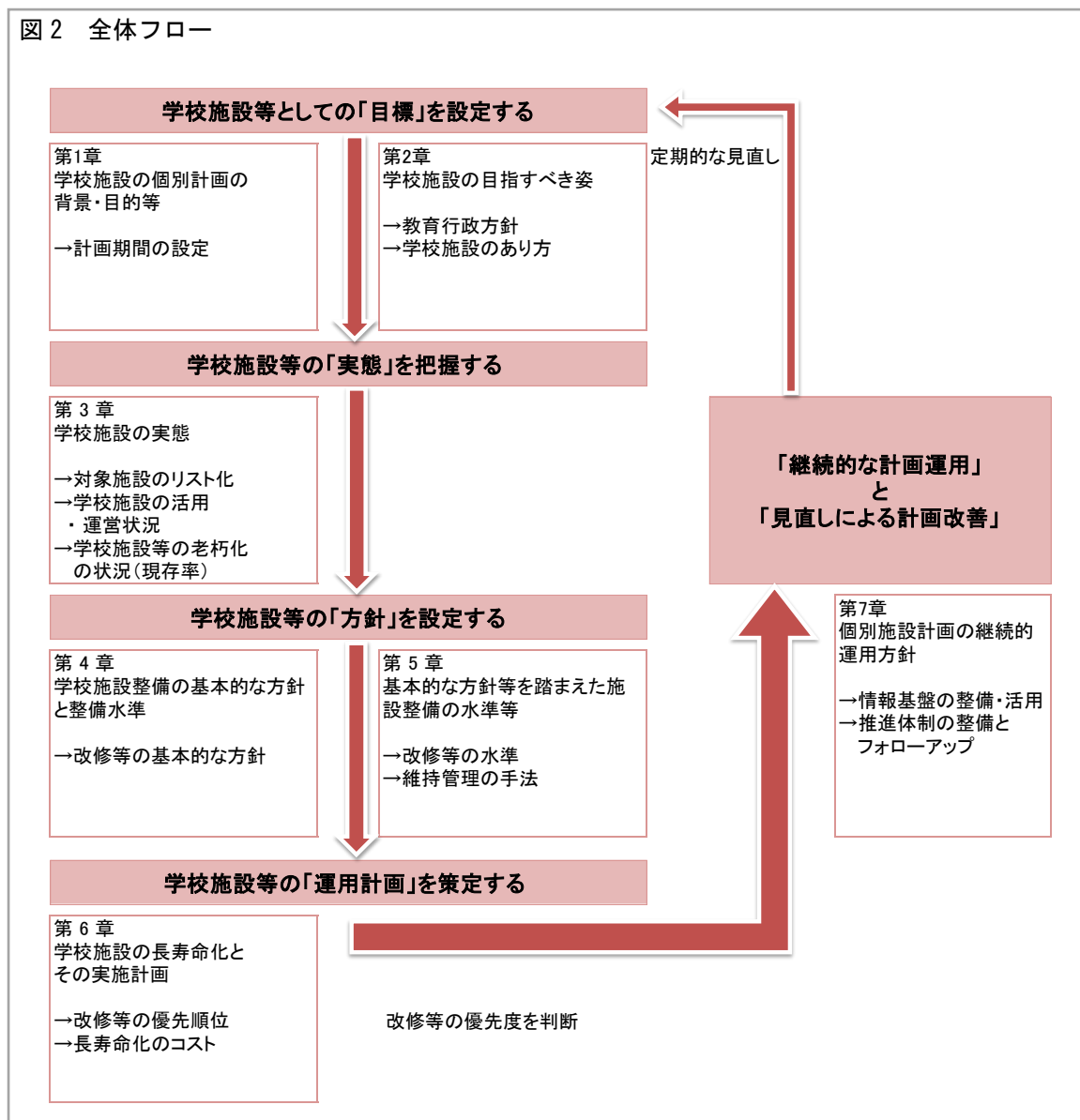
計画期間：2021（令和3）年度から2030（令和12）年度

(4) 本計画の全体フロー

本計画の全体フローは図2のようになります。

フローに示す手順のとおり本計画を進めることで、可能な限り学校施設の長寿命化を図りつつ、それぞれの学校施設の状況に見合った改修計画等を検討しながら、本計画を策定しています

図2 全体フロー



第2章 学校施設の目指すべき姿

(1) 教育施設の基本方針

学習指導要領に基づく教育とともに、本町の資源や特性をいかした教育を行い、確かな学力向上と豊かな心の醸成に努めます。

①一人ひとりの基礎的な学力と体力を向上させます。

- 「確かな学力」向上のため、児童生徒の個々の学習状況に応じた指導方法を工夫しています。
- スポーツ活動を通じて体力の向上を図っています。
- 栄養教諭による食育教育など、健康の保持増進に努めています。

②地域の資源を教材とした学習を行います。

- 自然や歴史をいかした体験活動など総合的な学習を行っています。
- 労働体験、福祉体験、自然体験等を通じた教育を行っています。

③人権を尊重する心や道徳性を養う教育を行います。

- 研修などにより「道徳の時間」を改善・充実しながら、「私たちの道徳」を活用した教育を行っています。

④国際化や情報など時代に応じた教育を行います。

- 情報機器を活用しながら情報教育を行っています。
- 外国語指導助手（ALT）を各小・中学校へ週3・4回派遣し、外国語教育を行っています。

⑤読書活動を推進します。

- 各図書施設、情報センターと連携し読書活動を推進しています。
- 学校図書室の整備と図書施設のネットワークを化進めています。

⑥特別な支援を必要とする児童生徒への教育を行います。

- 教育上特別な支援を必要とする児童生徒の指導に関して、各校特別支援教育コーディネーターを中心に他の職員との共通理解を図りながら日常生活の指導や学習支援が行われています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員・学習支援員を配置し、個別支援が行われています。

⑦学校施設を適切に維持管理します。

- 老朽化が進んでいる学校もありますが、児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、必要箇所の修繕について随時実施し、適正な維持管理に努めています。

⑧安全で地域色ゆたかな学校給食を提供します。

- 給食については、学校給食センターで調理し、小中学校に提供しています。
- せたな産ななつぼしをはじめとする町内生産物や豆腐等の製造物を年間使用するなど地産地消に努めています。
- 時期的に可能な、野菜類についても積極的に献立に取り入れるなど、安全で安心な給食の提供に努めています。

⑨地域に開かれた学校づくりを進めます。

- 各学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、学校経営等について意見をいただき、地域の意向を把握した学校運営が行われています。

⑩児童生徒が安全に通学できる環境を守ります。

- 各区内の関係機関・団体と連携しながら、登下校時や帰宅後の安全指導を行っています。
- せたな町通学路安全推進協議会を開催し、関係者、有識者とともに通学路について危険個所の見直しを行っています。
- 遠方からの児童生徒の登下校については、スクールバスやスクールハイヤーを運行しています。

(2) 学校教育施設の方針

児童・生徒数の減少が続く中、2015（平成 27）年 3 月までに小学校の廃校を 1 2 校、中学校の廃校を 2 校、高等学校の廃校を 2 校行ってきました。現在は、小学校 4 校、中学校 3 校となっています。

今後、学校教育施設の整備拡充に努めながら、教育レベルの維持を図る必要があります。

現在運営中の小学校 4 校、中学校 3 校においても、久遠小学校・瀬棚小学校・瀬棚中学校・北檜山中学校の各校舎は、築 3 0 年以上が経過している現状を踏まえ、効果的な改修・修繕・建て替えを「総合管理計画」や「せたな町過疎地域自立促進市町村計画」との整合性を図りながら実施する必要があります。

第3章 学校施設の実態

(1) 学校施設の活用状況・運営状況等の実態

① 学校施設の現況

本計画における対象施設の現況は下記のとおりです。

(単位：m²/千円)

	施設名	床面積	建築年度	経過年数
小学校	若松小学校	1,481.00	1999	21
	北檜山小学校	3,147.00	2006	14
	久遠小学校	1,778.00	1977	43
	瀬棚小学校	2,865.00	1983	37
中学校	北檜山中学校	3,057.05	1985	35
	大成中学校	2,216.00	1995	25
	瀬棚中学校	3,206.00	1978	42
給食センター	せたな町学校給食センター	698.30	1992	28
	計	18,448.35		

現在、小学校が4校、中学校が3校、給食施設が1施設と合計8施設があります。

学校教育の総面積は、18,448.35 m²。1970 (昭和45) 年代から1980 (昭和55) 年代前半に建設した施設が多く現在も使用されています。

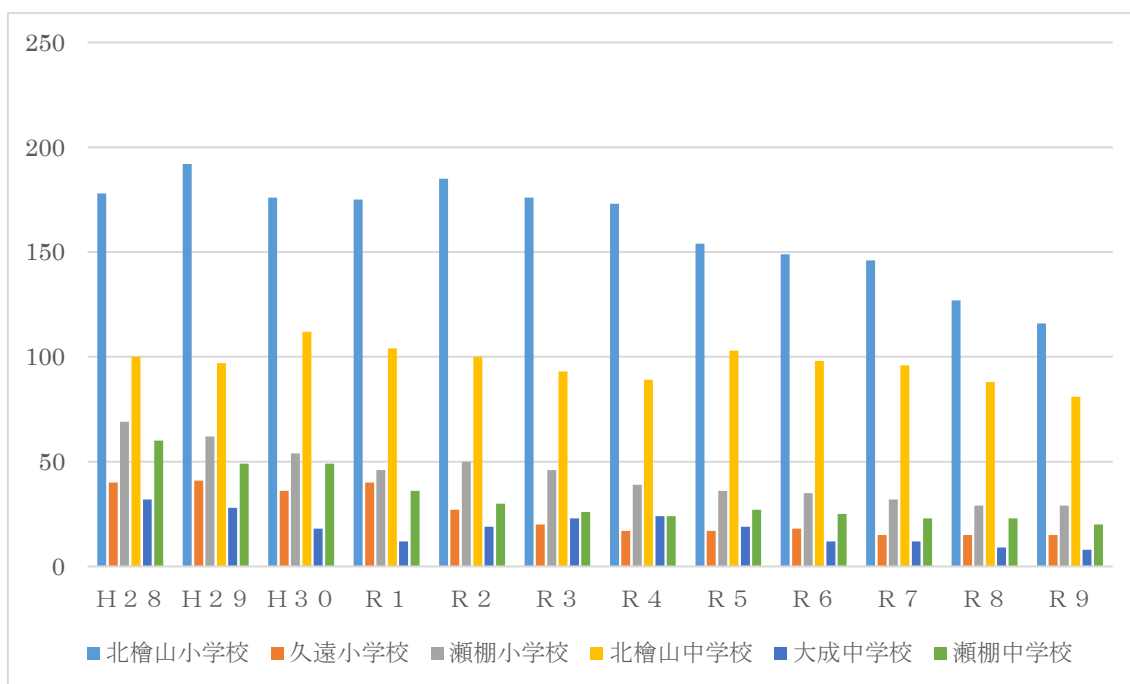
また、若松小学校については、2022 (令和4) 年度から北檜山小学校に統合される予定となっています。

②学校施設の活用状況の変遷：児童・生徒数

小学校児童数、および中学校生徒数の変遷は下記のとおりです。なお、2021（令和3）年度からは予測データとなっています。

（単位：人）

	施設名	児童数				児童数(予測推移)							
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
小学校	北檜山小学校	178	192	176	175	185	176	173	154	149	146	127	116
	久遠小学校	40	41	36	40	27	20	17	17	18	15	15	15
	瀬棚小学校	69	62	54	46	50	46	39	36	35	32	29	29
小計		287	295	266	261	262	242	229	207	202	193	171	160
中学校	北檜山中学校	100	97	112	104	100	93	89	103	98	96	88	81
	大成中学校	32	28	18	12	19	23	24	19	12	12	9	8
	瀬棚中学校	60	49	49	36	30	26	24	27	25	23	23	20
小計		192	174	179	152	149	142	137	149	135	131	120	109
合計		479	469	445	413	411	384	366	356	337	324	291	269



※教育委員会調べ

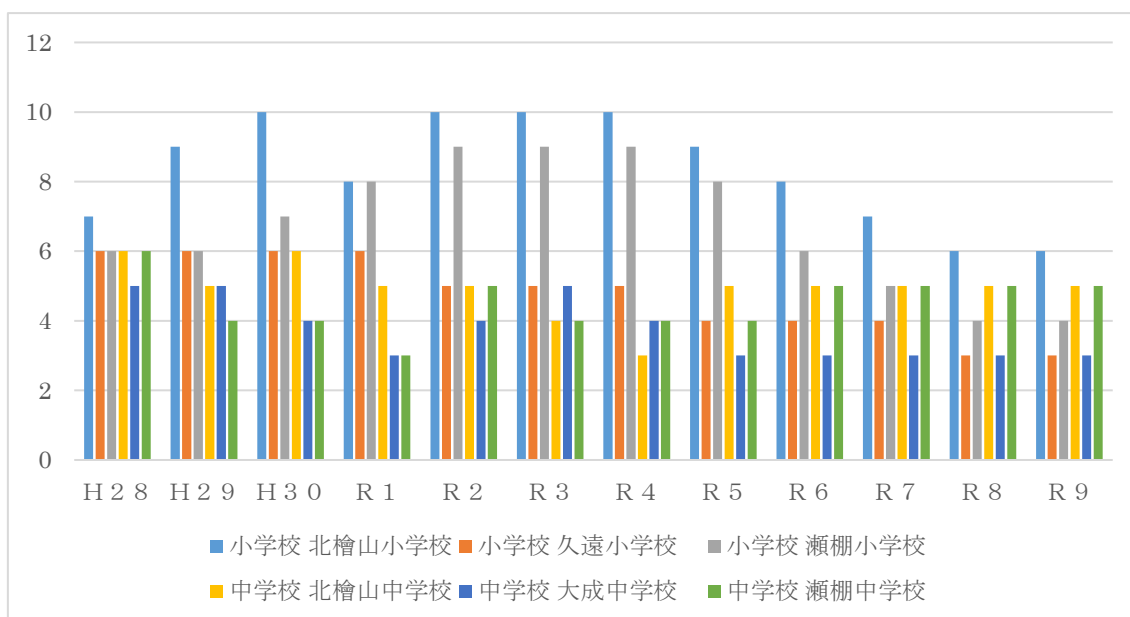
2020（令和2年）時点で、小・中学校あわせ児童生徒数が411人いますが、2027（令和9）年時点では269人と推測され、現在の約65.5%になる予想です。

③学校施設の活用状況の変遷：クラス数

小学校および中学校クラス数の変遷は下記のとおりです。なお、令和3年(2021)年度からは予測データとなっています。

(単位:クラス)

	施設名	クラス数				クラス数(予測推計)							
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
小学校	北檜山小学校	7	9	10	8	10	10	10	9	8	7	6	6
	久遠小学校	6	6	6	6	5	5	5	4	4	4	3	3
	瀬棚小学校	6	6	7	8	9	9	9	8	6	5	4	4
小計		19	21	23	22	24	24	24	21	18	16	13	13
中学校	北檜山中学校	6	5	6	5	5	4	3	5	5	5	5	5
	大成中学校	5	5	4	3	4	5	4	3	3	3	3	3
	瀬棚中学校	6	4	4	3	5	4	4	4	5	5	5	5
小計		17	14	14	11	14	13	11	12	13	13	13	13
合計		36	35	37	33	38	37	35	33	31	29	26	26



※教育委員会調べ

クラス数は2020(令和2)年時点で38クラスありますが、2027(令和9)年時点では26クラスとなる見込みです。

今後は、義務教育学校への研究を深め、小中一貫教育がより推進される学校施設整備および投資的経費縮減に向けた取り組みが必要です。

④施設関連経費の推移

2015（平成27）年度から2019（令和1）年度の5年間における施設関連経費は、5年間の平均で約173,121千円／年となっています。

経費の内訳をみると、施設整備費が最も高く、5年間の平均は約45,632千円／年となっています。次に高いのは、委託費となっており5年間の平均は約42,496千円／年となっています。

（単位：千円）

	H27	H28	H29	H30	R1	計	5年平均
施設整備費	30,693	15,778	112,881	18,608	50,200	228,160	45,632
光熱水費	21,346	20,754	20,300	18,106	15,825	96,331	19,266
委託料	36,928	40,405	41,532	44,845	48,771	212,481	42,496
その他経費	69,292	67,280	67,673	65,938	58,454	328,637	65,727
計	158,259	144,217	242,386	147,497	173,250	865,609	173,121

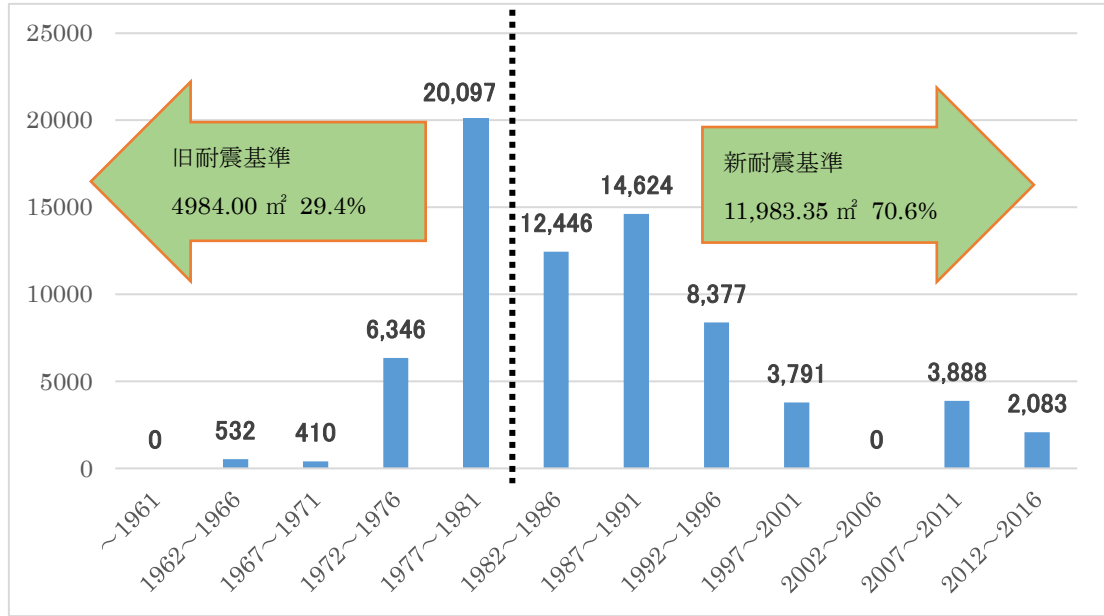
注) 端数処理の関係上合計が一致しない場合があります

※せたな町一般会計歳出 教育費より

(2) 学校施設の老朽化状況の実態

① 年度別取得による耐震化基準の状況

(単位：m²)



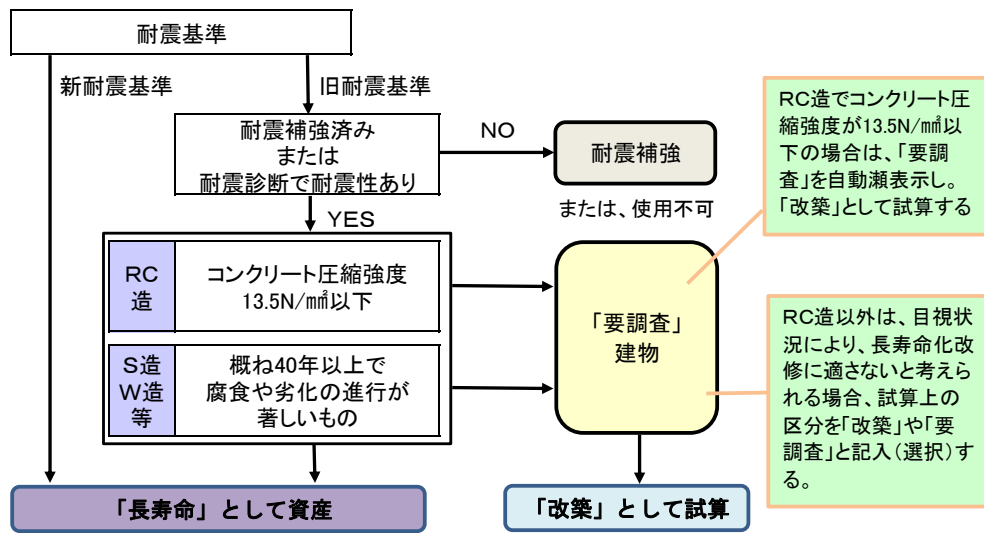
1981（昭和56）年5月31日以前の建築確認において適用されていた旧耐震基準は、震度5強程度の揺れで建物が倒壊しない設定とされていますが、新耐震基準は震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されており、教育施設における旧耐震基準の施設については、全ての施設で診断及び補強が済んでいます。

なお、当計画の対象施設面積の70.6%が新耐震基準で建築されています。

② 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

建物の基本情報を基に、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に基づき次ページの図の評価方法を使用して構造躯体の健全性の評価や劣化状況等の評価を行いました。

図 構造躯体の健全性



■ 建物情報一覧表

A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要がある

NO.	施設名	延床面積 (m ²)	建築年	耐用 年数	経過 年数	構造	耐震安全性					劣化状況評価					
							基準	耐震 診断	耐震 補強	長寿命化判定		屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点 満点)
										調査 年度	試算上 の区分						
1	北檜山小学校	3,147.00	H18	2053	14	RC	新	済	対象外	-	長寿命化	A	A	A	A	A	100.00
2	北檜山中学校	3,057.05	S60	2032	35	RC	新	済	対象外	-	長寿命化	B	B	A	A	B	87.67
3	久遠小学校	1,778.00	S52	2024	43	RC	旧	済		-	長寿命化	B	B	A	A	A	90.71
4	大成中学校	2,216.00	H7	2042	25	RC	新	済	対象外	-	長寿命化	B	B	A	A	A	90.71
5	瀬棚小学校	2,865.00	S58	2030	37	RC	新	済	対象外	-	長寿命化	B	B	A	A	A	90.71
6	瀬棚中学校	3,206.00	S53	2025	42	RC	旧	済		-	長寿命化	B	B	A	A	A	90.71
7	せたな町学校給食センター	698.30	H4	2039	27	RC	新	対象外	対象外	-	長寿命化	A	B	A	A	B	89.79

※構造のローマ字表記については、以下のとおりとなります。

RC	鉄筋コンクリート造
----	-----------

■ 今後の整備予定 (直近 10 年間)

	施設名	取得年度	耐用年数	更新年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
1	北檜山小学校	2006	2053	2012	維持管理									
2	北檜山中学校	1985	2032	1991	維持管理									
3	久遠小学校	1977	2024	1982	維持管理									
4	大成中学校	1995	2042	2000	維持管理									
5	瀬棚小学校	1983	2030	1989	維持管理									
6	瀬棚中学校	1978	2025	1984	維持管理									
7	せたな町学校給食センター	1992	2039	1998	維持管理									

第4章 学校施設整備の基本的な方針と整備水準

(1) 学校施設整備の基本的な方針

総合管理計画では、公共施設等全体の目標として基本方針を定めています。上位計画の方針を受け、本計画では、下記の通り基本方針を定めます。

■ 公共施設等総合管理計画の基本方針

学校教育施設の整備拡充に努めながら、教職員住宅の整備を推進し、教育レベルの維持を図る必要があります。

現状、廃校になり活用されていない校舎、小学校及び高等学校の跡地の活用方法を検討し、本町が保有する学校教育施設の延床面積の縮減を図るとともに維持管理費の抑制を行い、適正化を図る必要があります。

現在運営中の小学校、中学校においても、久遠小学校・瀬棚小学校・瀬棚中学校・北檜山中学校の各校舎は、築30年以上が経過している現状を踏まえ、効果的な改修・修繕・建て替えを「せたな町過疎地域自立促進市町村計画」との整合性を図りながら実施する必要があります。

(2) 個別施設計画の基本方針

①点検・診断等の実施に関する考え方

・基本となる考え方

公共施設全体の安全・安心の確保に関する考え方に準じ、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安心・安全かつ快適に利用できるよう定期的な点検・診断等を実施します。

・点検・診断等の実施方針

定期点検の実施とともに児童生徒や教員らによる清掃活動を日常的に行い、定期点検は専門業者が行い不具合の発生と予防保全に努めます。点検結果についてはデータ蓄積を行い、各施設各部材の劣化状況を把握し、修繕計画を反映します。

・維持管理・修繕・更新の実施方針

鉄筋コンクリート及び鉄骨の老朽化に伴う劣化が認められた場合には、劣化の進行を抑制するための補修を検討し、予防保全に努めます。また、屋上の防水性は寿命に大きく影響するため、改修にあたっては、基本全面的な実施を行い、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

②安全確保の実施方針

児童生徒や教職員、地域住民が安全に施設を利用できるようにするため、点検・診断結果等に基づき危険性が認められたものについては、早急な対応を検討し施設の安全管理に努めます。

③長寿命化の実施方針

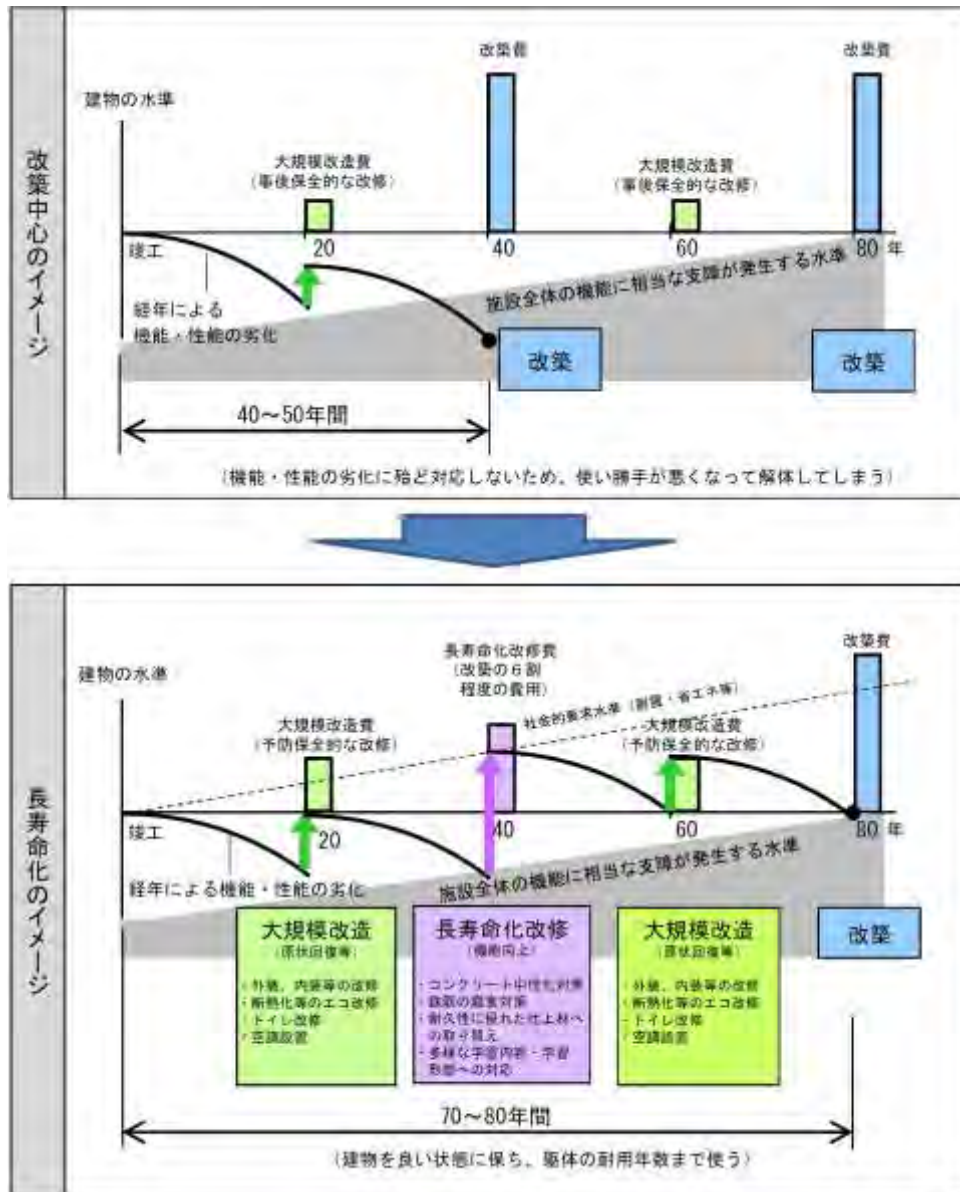
継続的な点検活動や維持管理データの蓄積に加え、施設の長寿命化に資する修繕や改築等を検討し、予防保全を推進することで施設の長寿命化に努めます。

また、老朽化改築等を行う際は、環境に配慮した改築検討、高耐久材料等による長寿命化対策及び少子化を踏まえた減床、バリアフリー化等についても検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 改修等の基本方針

上位計画である総合管理計画において、維持管理・修繕・更新等の実施方針として適切な点検や診断の実施により、対症療法的な修繕ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めるとしており、本計画においても予防保全による施設の改修等を行うことで、計画的な修繕を行い施設の長寿命化を図っていくこととします。

図 改築中心から長寿命化への転換のイメージ



第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

(1) 改修等の整備水準

長寿命化改修工事は、物理的な不具合へ対応することによって建物の耐久性を高めつつ、かつ機能や性能を現在の教育施設に求められる水準まで引き上げるレベルとすることとなります。しかし、実際は既存の学校施設の劣化状況、建物の性能、使用状況などから、長寿命化改修工事を行うことが難しい場合や、不要と判断される場合もあります。その際には建替え工事を実施することとなりますが、その整備水準はこれまでの改修工事で目標としてきた、安心・安全に使用を継続できるレベルとします。

(2) 維持管理の項目・手法等

劣化状況による調査を点検項目とし、1年ごとに点検を実施するとともに、建築基準法第12条第2項に準じた定期点検を3年ごとに実施するよう努めます。

第6章 学校施設の長寿命化とその実施計画

(1) 改修等の優先順位づけと実施計画

①改修等の優先順位

改修等の優先順位は、健全度に基づき判断しており、以下の基準としています。

- ア 健全度（点数）が低い順とします。
- イ 同一健全度の中で、個別の調査項目（劣化状況評価）のD評価個数が多い施設をより上位とします。
- ウ 同一健全度、各調査項目のD評価個数も同数の場合には、より改修等の必要性が高い順とします。

②改修等の実施計画

ア 改修の優先順位

各調査項目のD評価は、「劣化度が大きく安全上・機能上問題であるため対応が必要」な項目となります。そのため、早急な対応が必要になると思われますので、D評価となった部位がある教育施設を、改修等の優先順位が高いものから掲載していきます。

イ D評価以外の改修優先順位

部位別にみても早急な対応が必要ではないものの、「広範囲に劣化等が見られ、安全上・機能上低下している」項目であるC評価に注目します。

これらは時間の経過とともにD評価となる可能性があり、随時対応すべき部位であるといえます。よって、対象施設を、改修等の優先順位が高いものから掲載していきます。これらの劣化も、見直しを図りながら順次対応を検討していきます。

(2) 長寿命化のコストの見直し、長寿命化の効果

劣化損傷状況等の把握による長寿命化改修適否判定結果をもとに、コストの見直しを今後行います。長寿命化改修適否判定が「長寿命化改修適」と判定された学校教育施設は長寿命化改修工事方針とし、それ以外の「要調査」となった学校教育施設は、従来通りの大規模改修工事方針、「不適」と判定された学校教育施設は従来型(部位別改修)とします。

現時点では、「不適」と判定された施設はありませんが、劣化調査を5年程度の周期で実施することで、劣化が進行する前に対応することが可能になりますので、コスト削減につながる可能性があります。

(3) 直近 10 年間の整備計画の概要

直近 10 年間の計画は、改修等の基本的な方針に従って順次整備等を行います。

長寿命化改修適否判定が「要調査」となった施設を詳細調査した結果などを受けて、改修工事等の順序や内容の見直しをしていくことで、さらなる費用削減や効果的な改修工事の、求められる時代に合った学校施設としての姿を実現できるように、計画の再検討を行います。

第7章 個別施設計画の継続的運用方針

(1) 情報基盤の整備と活用

上位計画である総合管理計画との連携を図りながら、教育施設だけではなく、全庁的な取組として固定資産台帳を基とした情報一元化・共有化を図ります。その中で、施設の利用状況や維持管理経費等を把握し、本計画推進の情報基盤として整備、活用します。

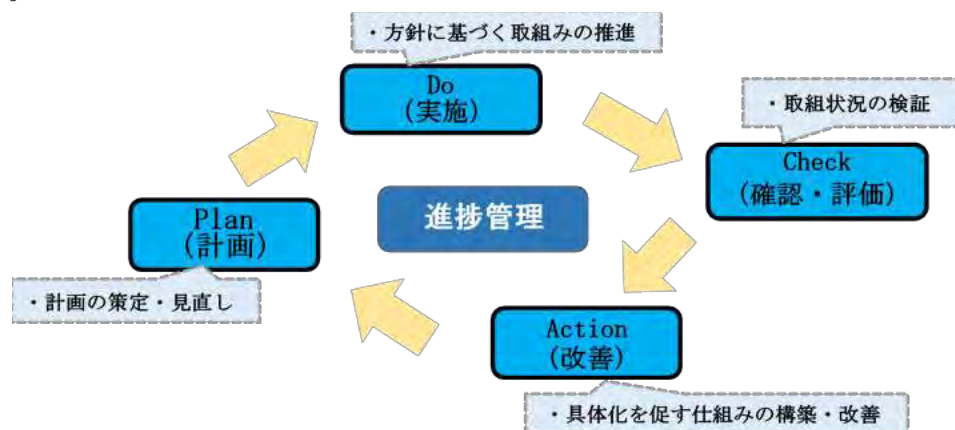
(2) 推進体制等の整備

本計画の対象となる教育施設は、教育の場であるとともに、地域の拠点であり、防災拠点となるべき施設でもあります。このような重要度の高さからも、従前まで行われてきた対症療法的な「事後保全」から、施設の劣化が大きくなる前に計画的に行う「予防保全」への転換を図り、施設の機能を常に良好な状態に保つことが重要となります。そこで、教育施設の所管課である教育委員会事務局を中心に、全庁的な体制を構築します。

(3) フォローアップ

本計画は、上位計画である総合管理計画と連携を図りながらも、町全体の予算とのバランスによっては、すぐに実施できない改修工事なども発生することが予測されます。よって必要な時期に必要な行動の事業化を促す仕組みを構築するため、PDCA のマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行います。

また、利用者である児童生徒の安全につながる劣化などを放置することはいけませんので、定期的な劣化調査等を実施し、定期的に計画の見直しを行います。



せたな町教育施設個別施設計画

令和3年3月発行

〒049-4592 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63-1

Tel 0137-84-5111

Fax 0137-84-4657